

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

規 則

○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則……………（地域主権局） 1

規 則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号。以下「条例」という。）別表第2の左欄に掲げる総合振興局は、条例第3条第1項の規定により、同表の当該右欄に定める振興局の所管区域に係る次に掲げる事務（北海道上川総合振興局にあつては、第1号に掲げる事務を除く。）を所掌する。

(1) 北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第39条第1項の建設管理部の事項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事務

(2) 北海道行政組織規則第40条第1項の総務課の事項第13号に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

ア 職員の研修に関する事務のうち、自己啓発に関するもの及び職場研修（条例別表第2の左欄に掲げる総合振興局及び同表の当該右欄に定める振興局の所管区域内の道の機関の職員を対象に実施するものに限る。）に関するもの

イ 職員の福利厚生に関する事務のうち、財産形成貯蓄の契約者の募集に係る通知に関するもの

ウ 職員の教養及び安全衛生に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 公務又は通勤により生じた災害の認定に関するもの

(イ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条第1項に規定する衛生管理者の資

格を取得するための講習会の受講者の募集に関するもの

エ 職員の健康管理に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 職員の健康診断に係る実施計画の作成及び職員への周知に関するもの

(イ) 労働安全衛生法第69条第1項の規定に基づく健康教育として行う講習会（条例別表第2の左欄に掲げる総合振興局及び同表の当該右欄に定める振興局の所管区域内の道の機関の職員を対象に実施するものに限る。）の実施に関するもの

オ 職員相談に関する事務のうち、職員の生活設計に関する講演会の実施に関するもの

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

